

長野市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成25年12月27日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成22年度 財政援助団体等監査（22監査第92号）分

指摘事項		当初措置 (23年度)	平成24年度の措置状況	担当課
6 未収入金に関する事 (1) 適切な使用料(光熱水費等 負担分)収入を求めるもの (報告書11ページ)	仕様書に基づき、指定管理者は、長野市生きがいデイサービス事業を行う者に、老人憩の家の休館日を使用させている。また、実施に伴う光熱水費等負担分については、当該事業者と協議する旨記載がある。 しかし、収支決算等を確認したところ、生きがいデイサービスに係る使用料6施設分(年間分219万円)は未収入金となっていた。また、使用料(1回1万5千円)の算出根拠も不明瞭であった。 年間の使用料が決算時までに入金されていないことについて、所管部局は、当該事業者へ使用料の支払方法を改善させるなど、指定管理者への適切な支払を指導されたい。併せて、公の施設の収支内容を適切に把握するためにも、仕様書に則り使用料の内容を明確にされたい。	市に提出された事業報告書においては当該年度収入分として扱われていたが、実際の帳簿上は指定管理者が年度末に当該事業者へ一括請求し、4月に入金されていたため未収金扱いとなったもの。未収入金が発生しないよう、生きがいデイサービス委託事業者から指定管理者への支払いが適切に行なわれるように指導した。 また、使用料単価(光熱水費・人件費等)については実績調査の上、見直しについて検討する。	平成24年度から施設の指定管理者が生きがいデイサービス事業を受託して実施するようになり、実施場所により状況が異なることから、人件費等を含めた使用料単価について、施設ごとに実績調査を行い、使用料単価について見直しを行う。	高齢者福祉課